

立川市子どもの福祉審議会条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項の規定による。

立川市子どもの福祉審議会条例

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第8条第3項の規定に基づき、保育所等における虐待に関する措置等について調査審議するため、立川市子どもの福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 法第33条の15の規定により報告を受けた措置の内容及び当該措置に係る被措置児童等の状況に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたこと。

（組織）

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- （1） 弁護士 1人
 - （2） 医師 1人
 - （3） 児童福祉に関し学識経験のある者 1人
 - （4） 児童福祉に関し行政経験のある者 1人
 - （5） 児童福祉に関する施設に従事する者 1人
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができ

ない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の事項につき特別の利害関係を有する委員は、審議会の議決があったときは、当該事項に係る議事に参与することができない。

（意見の聴取）

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員及び前条の規定により審議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。